

グローバル課税競争②タックスヘイブンの実像

タックスヘイブンの3要件

タックスヘイブンといわれる租税回避地の特徴は、次の3つにまとめられます。1つは無税、あるいは極めて低い税率であること。2つ目は、法的な規制がまったくないか、極めて緩いということです。これは税だけでなく、金融規制や法人設立規制など、簡単に法人が設立できるような法制度になっている事も指します。またオフショアと言われる、1つの国の中にありながら、その国の法律とは別の緩い法律体系が適用されているところもあります。

そして3つ目は、透明性の欠如です。たとえば法人や個人の真の所有者が隠されていたり、名義上の名前になっていて誰のものか分からない、というように秘密が守られてしまっているということから、守秘法域と呼ばれます。このように秘密保護法などによって情報が隠されていることが、タックスヘイブンの大きな特徴です。

タックスヘイブンの弊害

タックスヘイブンは、元々は資源や産業を持たない小さな島国などが、外国資本を受け容れることで自国の発展を促すために作られた制度でしたが、匿名性をマネーロンダリングに悪用されたり、巨大企業の資本や大富豪たちが多用してマネーが過剰に流入する現象が起きてしまい、国際的な経済問題に発展しました。また零細国家のみならず、海外マネーの流入の促進や自国企業の海外逃亡を防止するために先進国自身がタックスヘイブン化するケースも出てきています。その結果、世界中の先進国が、国家として大きな財源と成りうるはずの法人税率をどんどん引き下げていく、課税ダンピング競争となっています。

英国のジャーナリスト、ニコラス・シャクソンの『タックスヘイブンの闇』(朝日新聞出版)によりますと、「世界のマネーストック(通貨残高)の半分はオフショアを経由している」とされ、「外国直接投資(FDI)総額の約30%がタックスヘイブンを經由して投資されている」との指摘があります。すなわちタックスヘイブンこそが、グローバル経済のブラックボックス化した中心地なのです。度重なるプライベートバンクの顧客情報やパナマ文書のリークは、そのタックスヘイブンの一角を「見える化」してしまいました。

カリフォルニア大バークリー校のズックマン教授の推計によると、2013年で世界全体の家計の金融資産の8%にあたる約720兆円がタックスヘイブンにあるとされます。また、少なくとも世界全体で法人税収の4%~12%(12兆円~26兆円)の税収減になっているとのOECDの試算もあります。

世界最大のタックスヘイブンはアメリカと英国？

アメリカはスイスやケイマンなどの低税率と銀行秘密法を厳しく批判していますが、非居住者による米国への投資には税の優遇措置があり、デラウェア州やネヴァダ州はきわめて企業に有利な法体系を有しています。アメリカでは2010年に、アメリカ人による外国金融機関を利用した租税回避行為を防止するための法で、米国外金融機関に顧客口座の報告義務を課す『FATCA』という税制が施行されました。パナマ文書でアメリカ人の名前が殆ど出てこなかったのは、モサック・フォンセカ法律事務所の顧客にアメリカ人がいなかったからではないかと思われます。

英国はジャージー島、ガーンジー島、マン島の王室属領、ケイマンやジブラルタルなどの海外領土、シンガポール、キプロス、バヌアツのような英連邦加盟国、香港などの旧植民地がタックスヘイブンのグローバルネットワークを形成しているほか、ロンドンのシティ自体が英国の金融政策から事実上独立したタックスヘイブンになっています。

この両国(地域)に次ぐタックスヘイブンとしては、スイスや香港、シンガポール、ドバイのほかに、グローバル企業に法人税の優遇措置を提供するオランダとアイルランドがあります。